第６　監査

１　取組実施機関は、次に掲げる事項について、少なくとも６月に１回、受入機関又は事業所（外国人調理師に対し法務大臣が入管法別表第１の５の表の下欄の規定に基づき指定した活動において、特定日本料理調理活動を行うものとして特定された事業所をいう。以下同じ。）に対し監査を行い、その結果を当該受入機関又は事業所の所在地を管轄区域とする地方入国管理局（以下「管轄地方入国管理局」という。）に報告するものとする。

⑴　適正な実習の実施に関すること。

⑵　適正な労働条件の確保に関すること。

⑶　安全性の確保に関すること。

⑷　雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。

⑸　その他農林水産省が必要と認めること。

２　受入機関は、１の監査があったときは、別記様式第３号により取組実施機関に外国人調理師の受入状況を報告するものとする。

３　取組実施機関は、２の報告があったとき、監査の結果を踏まえ実習計画に即した特定日本料理調理活動が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、別記様式第４号により農林水産省に外国人調理師の受入状況を報告するものとする。

４　農林水産省は、必要と認めるときは、１の規定にかかわらず受入機関又は事業所に対し自ら監査を行う又は取組実施機関に監査を行うことを指示することができる。

５　農林水産省は、１又は４に定める監査において、外国人調理師の受入状況に関する是正が必要と認めたときは、当該是正を必要とする事項について取組実施機関及び受入機関に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

第７　外国人調理師との面接

１　取組実施機関は、第６に定める監査を補完するため、特定日本料理活動の実施状況等について、必要と認めるときは外国人調理師と面接し当該実施状況等を確認するものとする。

２　受入機関は、取組実施機関が前項に定める面接をするときは、面接が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

第８　帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

１　取組実施機関は、外国人調理師が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。

２　受入機関は、１の場合において、取組実施機関がやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときは、当該外国人調理師の帰国旅費を負担するものとする。

第９　特定日本調理活動の継続が不可能となった場合の措置

取組実施機関又は受入機関に起因する理由により実習計画に従った特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合において、外国人調理師に責がなく、かつ、本人が継続して特定日本料理調理活動の実施を希望するときは、取組実施機関はあらかじめ特定日本料理調理活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入機関を確保するよう努めるものとする。

第10　実習計画の認定取消

１　農林水産省は、受入機関に対し第６の５の措置を講じたにも関わらず必要な改善が認められない場合には、当該受入機関において外国人調理師が特定日本料理調理活動に従事する実習計画の認定を取り消すものとする。

２　農林水産省は、受入機関又は外国人調理師が第２の２及び３に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときも前項と同様とする。

３　１及び２に規定する場合にかかわらず、農林水産省は、取組実施機関が認定に係る実習計画を実施することが適切でないと認めたときは、実習計画の認定を取り消すことができる。

４　１及び２の規定により実習計画の認定を取り消した場合のうち、外国人調理師及び取組実施機関が第２の１及び２に掲げる要件を満たすことに変更がない場合、取組実施機関は当該外国人調理師に係る実習計画を再度作成することができるものとする。

第11　農林水産省への報告

１　取組実施機関は、次に掲げる場合は、速やかに農林水産省に報告しなければならない。

⑴　外国人調理師の特定日本料理調理活動が終了し、帰国した場合

⑵　特定日本料理調理活動において、第４の１に定める申請に係る事項に変更が生じた場合又は実習計画に即した特定日本料理調理活動が実施されていないことが判明した場合

⑶　特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合

⑷　外国人調理師又は受入機関が第４の２及び３に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合

⑸　その他特定日本料理調理活動の実施状況等に関し報告が必要であると農林水産省が認める場合

２　取組実施機関は、特定日本料理調理活動の終了後においても、農林水産省が必要と認めるときは、当該外国人調理師の海外における日本食及び食文化の発信の状況について、農林水産省に報告しなければならない。

第12　関係省庁への報告

１　取組実施機関は、次に掲げるときは、速やかに管轄地方入国管理局に報告するものとする。

⑴　農林水産省により実習計画の認定を受けたとき。

⑵　第11の１に掲げる場合が生じたとき。

⑶　農林水産省により実習計画の認定を取り消されたとき。

２　取組実施機関は、本事業の実施状況等について、必要に応じ、管轄地方入国管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

第13　海外での日本料理普及活動従事のための支援

１　農林水産省は、取組実施機関からの報告に基づき外国人調理師の実態を把握し、取組実施機関、受入機関に対し、日本食及び食文化の海外普及を図るため、必要な指導、支援等を行うものとする。

２　農林水産省は、取組実施機関から第11の１の⑴による報告を受けたとき、特定日本料理調理活動を終了した外国人調理師に関する情報を特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構に通知することができる。

別記様式第１号

年月日

番　号

実習計画認定申請書

農林水産省食料産業局長宛

（取組実施機関）

所在地

名称

代表者の氏名　　㊞

（受入機関）

所在地

名称

代表者の氏名　　㊞

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第４の１の規定に基づき、下記に係る実習計画を別紙のとおり策定したので申請をする。